

マイナンバー

解説

⑤

第一回から第四回まで、マイナンバー制度の概要について解説がありました。

弁護士の影島博康氏から解説がありました。

第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保険関連を中心とした、注意点などを社会保険労務士の視点から解説いたします。

マイナンバーは、今年の10月から住民票のある人全員に付番され、住民票の所在地に世帯ごとにまとめて、

外国人籍も対象者
外国人籍で届く点です。平成24年7月から、国籍でも3ヶ月を超えて在留する中長期在留者には住民票が作成されるようになりましたので、この場合はマイナンバーの対象となります。

年末調整が収集の機会
また、実際の住所と住民票の所在地が異なる場合、通知が届かない

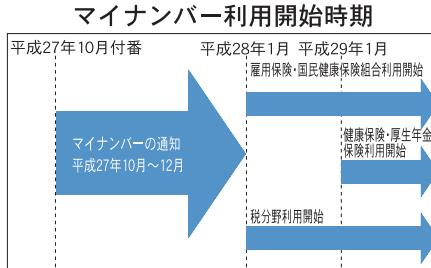
ので、不在がちの場合は注意が必要です。今

のうちは従業員へのマイナンバーの受け取り方法の案内を始めてお

きましょう。

書留で届く点です。平成24年7月から、国籍でも3ヶ月を超えて在留する中長期在留者には住民票が作成されるようになりましたので、この場合はマイナンバーの対象となります。

10月から通知開始



マイナンバーは、今年の10月から住民票のある人全員に付番され、住民票の所在地に世帯ごとにまとめて、

利用目的はまとめて提示

さて、マイナンバー取得時を取得するときは、個人情報保護法に基づいて、利用目的を本人に

通知または公表する必要があります。本人から直接書類を受け取る場合は、①の社会保険、年1月から開始予定で取れない場合は差出人分野で一般企業に関する事務においてマイナは原則通り）。そうすると平成27年の年末調整で効率的に収集することができます。通知などを行います。

そうなると、②の税分野で集めたマイナンバーを①の社会保険分野でそのまま使用する

と、利用目的が異なるため、利用目的の変更をしなければなりません。しかし、それでは二度手間となってしまいます。

マイナンバー取得時に、複数の利用目的をまとめて明示することが可能なので、最初に